

護岸バリエーション資料

1) 第30回委員会(10/05/28)の主なご意見と報告

第30回委員会の主なご意見	会議における事務局等の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・公園前のみ飛ばして施工することは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的には可能だと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・公園前のバリエーションについては、公園に対する地元からの要望・提案を受けてから形を設計したほうがよいものができると思う。 ・区間全体にバリエーションをするのではなく、公園前や自然再生の場の擦り付け部など区間を設定して行った方がよい。その他の基本断面でできる区間は、工事を進捗させてはどうか。 ・公園の前は大胆に切り込むなど、目玉の場所としてのバリエーションを期待したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この位置に公園を整備することはほぼ決まりとさせていただきたい。公園の配置については、概ね合意を得ている。
<ul style="list-style-type: none"> ・公園はどれくらいの規模か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・約1.0haである。
<ul style="list-style-type: none"> ・第2期まちづくり地区前面のバリエーション区間はいつ頃確認できるか。H22に整備されるバリエーションを見て、H23の整備に反映できると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期まちづくり地区前面のバリエーションが完成するのは、年明けの予定である。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後の全体スケジュールはどうなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H22完成予定であるが、進捗がかなり遅れている。図面にH23施工区間を記しているが、その範囲から概ねの進捗を推測願いたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業が遅れることは避けたい。地元としては、県の事業スケジュールの中で、可能な範囲で議論して進められれば良いと思う。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・公園の前だけ空いてしまっただけでは、地元から言われぬか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・市川市のまちづくり会議で公園整備の意見を集約してもらい、青写真を見せてもらって、そこに検討を加えていかないと議論が進まない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・公園前の施工を後にした場合、工事進捗が遅れないか確認してほしい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・公園前をバリエーション区間とし、その他の区間は基本断面でよい。 	

【前回の意見を踏まえた報告事項】

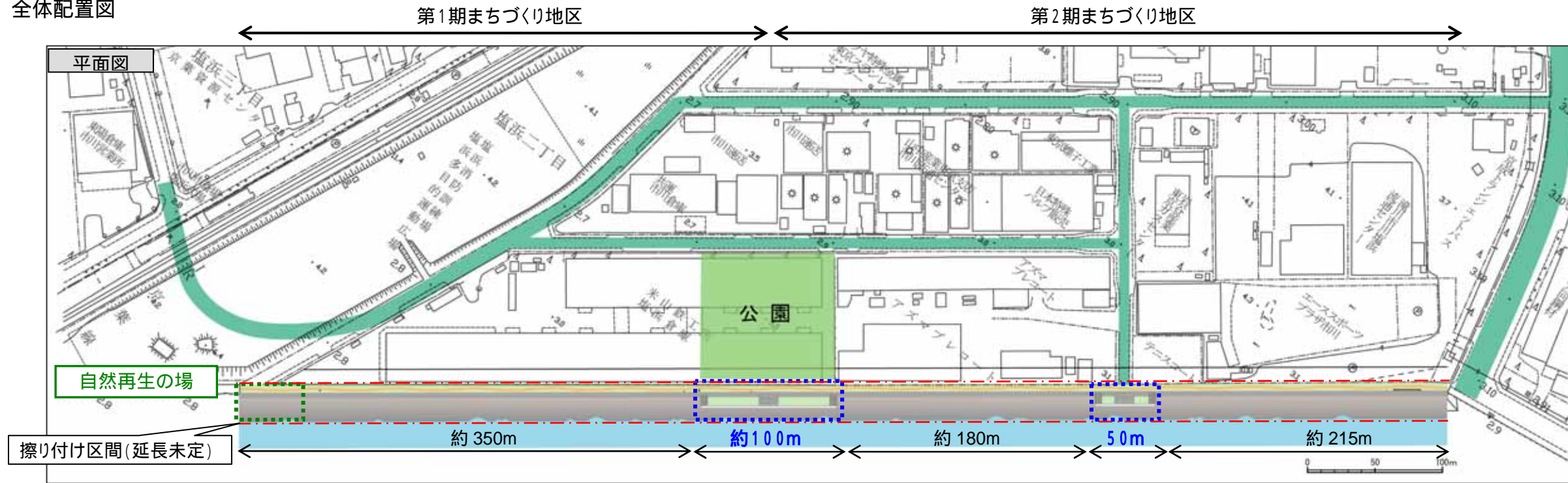
公園前区間を飛ばして施工した場合について

費用	護岸が石積み形式で端部に構造物が不要なため、全体事業費の増加にはならない。
進捗	全体事業費の増加にならないため、全体的な事業進捗にも影響が及ばない。
施工性	東西両側からの工事用道路ルートが確保できるため、分割の場合でも問題は無い。
その他	公園前の鋼矢板護岸が直ちに倒壊する危険性は少ない。

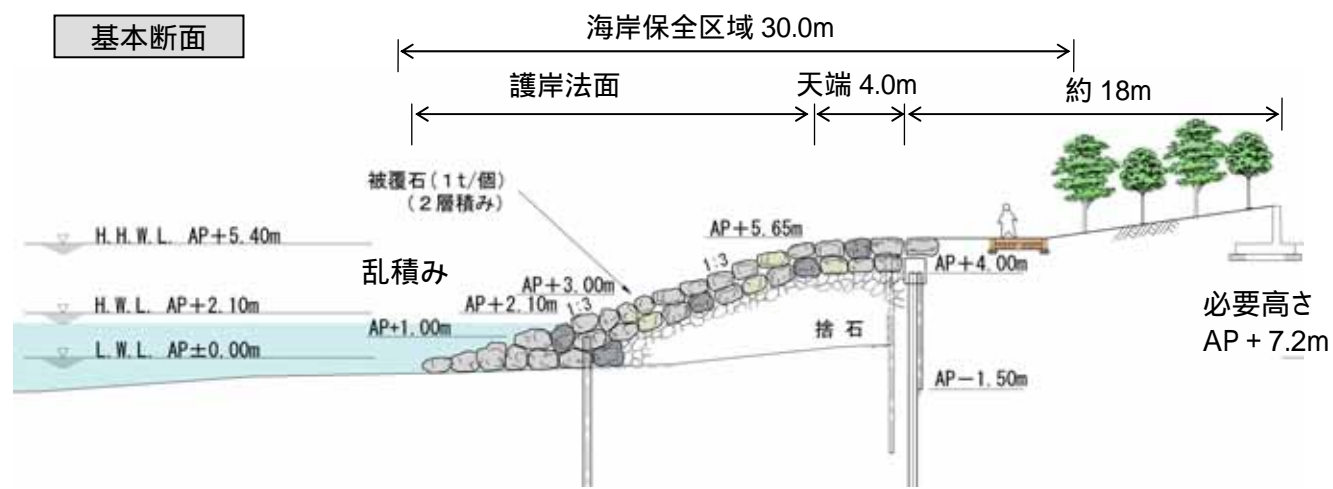
公園整備について

市川市行徳臨海部まちづくり懇談会において、公園の位置についてはほぼ確定したが、整備の内容については詳細な議論をする段階に至っていない。(まちづくりの中で整備内容を決定していく)
海岸高潮対策事業を遅らせることはできないため、護岸整備に向けた議論を先行して実施する。

全体配置図



基本断面



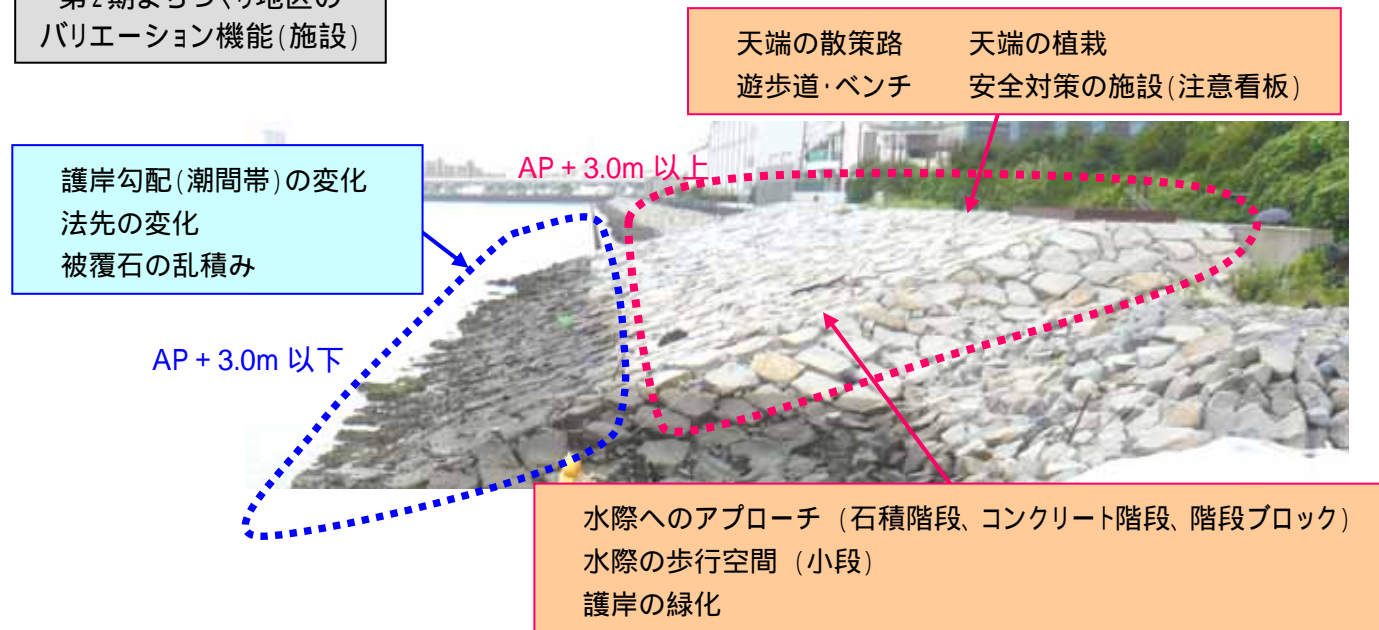
【第1期まちづくり地区護岸バリエーション整備の検討の進め方(案)】

海岸高潮対策として、早急に事業を実施する必要がある。

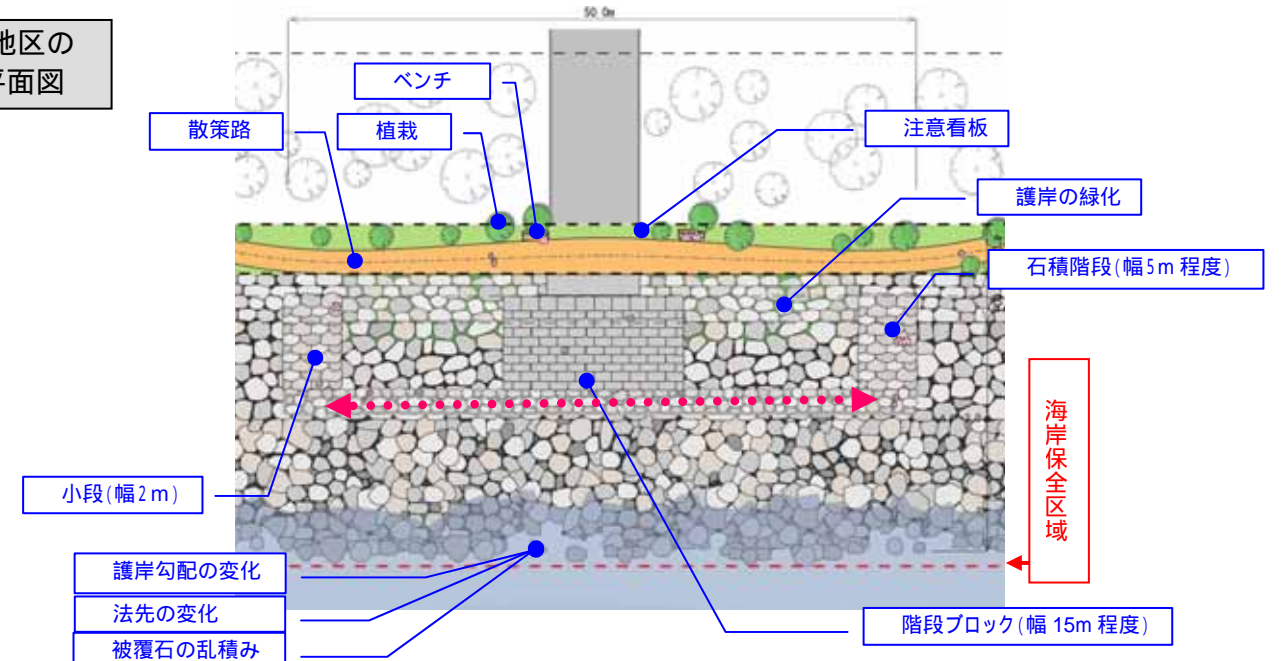
前回の議論を踏まえ、バリエーションは公園前面において検討するものとし、その他の区間は基本断面とする。本年内(11月を目処)に公園前面のバリエーション整備案が決定した場合は、H23年度工事の範囲とする。決まらない場合は、事業の進捗を遅らせないように基本断面区間を優先して施工する。

第2期まちづくり地区におけるバリエーションを基本に、第1期地区に追加したい機能について議論し、護岸整備の方針を整理する。

第2期まちづくり地区のバリエーション機能(施設)

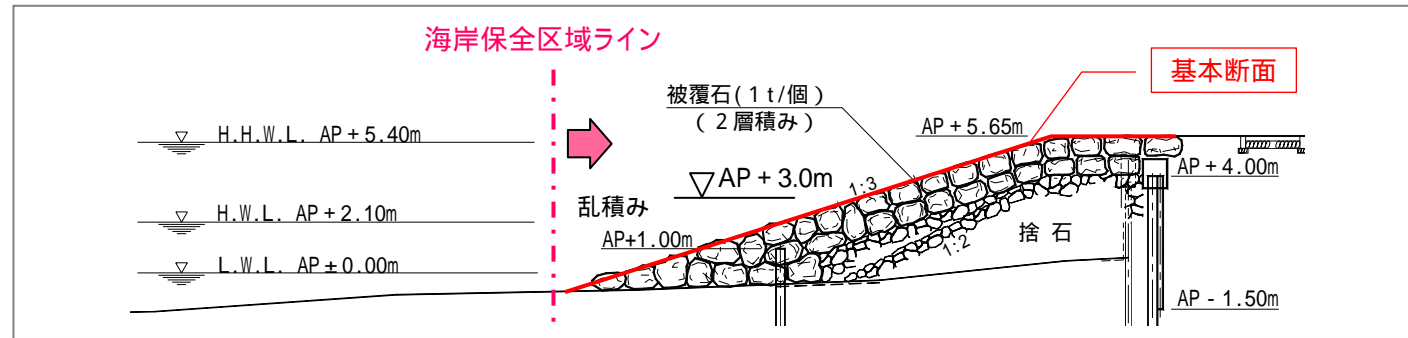


第2期まちづくり地区のバリエーション平面図



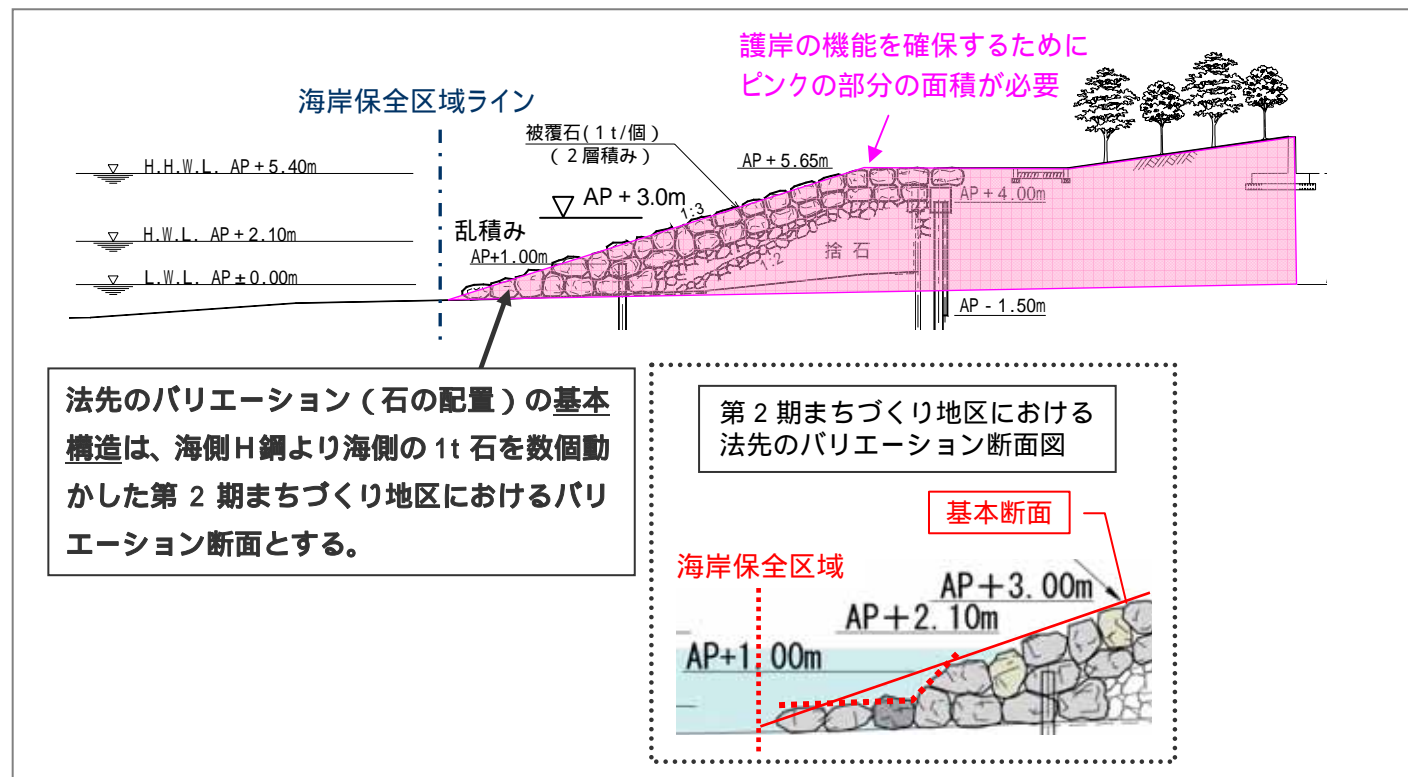
護岸整備に向けた前提条件（第26回 護岸検討委員会資料 再掲）

1) 『海岸保全区域内』の整備を前提とする



2) 基本断面積を確保した整備を前提とする

・断面が減少した場合は、背後地に影響が及ぶ(高くなる)。



3) 構造物の人工的な印象に留意する

・特にコンクリート壁面の過度な出現に留意する。



壁面への石張りにより統一感に配慮した事例

4) 整備後の維持管理を考慮して検討を進める

- ・維持管理しやすい素材を用いる。
- ・利用者がごみを捨てたり、漂流ごみが溜まる可能性があることを十分考慮し、利用しにくい場にならないように「地元や自治体と協働・連携による“日常的な管理”の取り組み」が必要となる。



傷みやすい木材デッキ



打ち寄せられる漂流ゴミ

【参考事例】背後地に公園のある護岸整備（葛西海浜公園）



(参考図)

基本断面よりも小さな断面で整備した場合、防護の観点から背後地の高さを上げる必要があり、公園の整備に大きく影響する。

